

一般社団法人日本ヘリコバクター学会学術集会最優秀賞・優秀賞選考内規

(総則)

第1条 一般社団法人日本ヘリコバクター学会細則第13条に基づき、会員の研究を奨励し、優秀な研究を顕彰することを目的とし、この内規を定める。

(表彰の種類)

第2条 賞の種類は次の通りとする。

- (1) 日本ヘリコバクター学会学術集会最優秀賞（以下「最優秀賞」という。）
最優秀賞は、学術集会における発表演題の中で最も高い評価を受けた研究に対して授与する。
- (2) 日本ヘリコバクター学会学術集会優秀賞（以下「優秀賞」という。）
優秀賞は、学術集会における発表演題の中で高い評価を受けた研究に対して授与する。

(選考対象)

第3条 賞の選考対象は次の通りとする。

- (1) いずれの賞もその年度の学術集会において発表される研究を対象とする。
- (2) 受賞研究は個人研究または共同研究のいずれでも可とする。
- (3) 受賞対象者は本会会員であり、演題の筆頭者とする。原則として最優秀賞1名、優秀賞5名(1件1名)程度とする。なお、該当する研究発表が無い場合は、その年度の受賞決定を見送ることができる。

(選考審査)

第4条 賞の審査は、学会賞選考委員会において選考し、委員長は各委員の判定および最終判定結果を全選考委員に通知し、承認を得た後、これら選考過程および結果を理事会で報告し承認を得る。

(選考方法)

第5条 最優秀賞および優秀賞の選考方法は以下の通りとする。

- (1) 最優秀賞および優秀賞の選考は学術集会当日の司会者による採点をもとに学術集会後に学会賞選考委員会で受賞者(原則として6名程度)を決定する。最も高く評価された研究発表を最優秀賞とする。
- (2) 学術集会の同一セッションから複数の受賞者を選考しない。
- (3) 選考は学会賞選考委員会を開催するのが望ましいが、書類を各選考委員に送付し、採点・集計する方法も可とする。
- (4) 委員長は受賞者に連絡するとともに、受賞者の発表を学会誌および学会のホームページにて行う。

- (5) 対象者が選考委員自身あるいは選考委員と所属を同一とする等の関係にある場合は、当該委員はその賞の選考には参加しない。

(委員会)

第6条 各賞選考のため、学会賞選考委員会をおく。

- (1) 委員は委員長を含め10名以内とする。
- (2) 委員の任期は2年2期までとする。委員長は理事長の指名により決定される。委員長は委員を推薦して、理事会の承認を受ける。委員長は学会賞選考委員会を開催し、2年毎に代議員の中から新規委員3名程度を選出し、理事会の承認を得る。任期終了した委員は、その後2年間は委員になれない。

(表彰等)

第7条 いずれの賞も受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。副賞は最優秀賞で10万円、優秀賞で5万円とする。最優秀賞受賞者は学術集会において受賞講演を行う。また、いずれの賞も受賞内容を日本ヘリコクター学会雑誌に掲載する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この内規は、2019年6月22日から施行する。